

平成 24 年 10 月 5 日
秋田行政評価事務所

「行政なんでも相談所」の開設について

10 月 15 日（月）から 21 日（日）までは、**行政相談週間**です。

秋田行政評価事務所では、10 月 12 日（金）、秋田市のアルヴェにおいて、関係機関の協力を得て、「行政なんでも相談所」を開設します。

住民の生活に関係する登記、税金、道路などの国・県・市の行政に関すること、相続、離婚、多重債務などの身近な法律に関することなど、ご相談に応じます（※弁護士による相談は予約制で先着 9 名。予約は 10 月 9 日（火）午前 8 時 30 分から受付。電話 018-823-1100）。相談は**無料で秘密は守られます**。

相談所開設日程等

- 日時：平成 24 年 10 月 12 日（金）13:00～16:00
- 場所：秋田市民交流センターアルヴェ 1 階きらめき広場
- 主催：総務省秋田行政評価事務所

参加予定機関：

秋田地方法務局、仙台国税局税務相談室、秋田河川国道事務所、
秋田県、秋田市、秋田公証人役場、秋田弁護士会、
行政相談委員、秋田行政評価事務所 計 9 機関

相談内容：

国・県・市などの業務に対する苦情や意見・要望、手続などに関する問合せなど
(主な相談内容)

- 登記、人権に関すること
- 相続税、贈与税、所得税など税金に関すること
- 道路や河川に関すること
- 県の行政に関すること
- 市の行政に関すること
- 遺言など公正証書に関すること
- DV など男女共同参画に関すること
- 相続、離婚、多重債務問題などの法律相談

総務省の行政相談制度

総務省では、国民から国の行政全般についての苦情や意見・要望を受け、公正・中立の立場から関係行政機関等に必要なあっせんを行い、その解決や実現を図るとともに、行政の制度及び運営の改善を図る「行政相談」を行っています。

「行政相談」は、秋田行政評価事務所（行政苦情 110 番（TEL：0570-090110 又は、018-823-1100）及び県内各市町村に配置している行政相談委員（80 人）が受付けています。

《本件連絡先》総務省 秋田行政評価事務所
担当：行政相談課（田村）
電話：018-824-1426